第百八条の五　第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号。以下この条において「特定非常災害法」という。）第二条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第三条から第六条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第三条から第六条まで（特定非常災害法第四条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第三条第四項	延長期日が定められた	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
第四条第二項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する
	到来する特定義務	到来する特定義務（特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。）
	責任	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）
第四条第三項	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	前二項	前項
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して四月を経過する
	前項	同項
第四条第四項	前三項	前二項
第五条第一項	第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第五条第五項	同項に規定する政令で定める	同日後二年を経過する
第六条	政令で定めるもの	法務大臣が告示するもの
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して一年を経過する

2　第百五条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第二条第一項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

第八章を第九章とする。

第九十二条の見出し中「他の」を「指定行政機関の長等又は他の」に改め、同条第一項中「又は第七十四条第一項」を「、第七十四条第一項又は第七十四条の三」に、「他の地方公共団体の長又は」を「指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは」に改め、同条第二項中「は、当該応援」を「は、国又は当該応援」に改める。

第百二条第一項中「年度」の下に「及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度」を加える。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二条　災害対策基本法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　災害予防（第四十六条―第四十九条の三）」を「第四章　災害予防　第一節　通則（第四十六条―第四十九条の三）　第二節　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等（第四十九条の四―第四十九条の十三）　第三節　避難行動要支援者名簿の作成等（第四十九条の十―第四十九条の十三）」に、「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）　第四款　安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十五―第八十六条の十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「―第九十条の四」を加える。

第四十二条第二項第一号中「次項」を「第四項」に改め、同条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。